様式第１０号

保育士修学資金返還計画書

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　西暦　　　　　年　　　月　　　日

社会福祉法人　滋賀県社会福祉協議会　会長　様

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| 借受人  （修学生） | 修学生番号 |  | 養成施設名 |  |
| 氏名 | ㊞ | 電話番号 |  |
| 住所 | 〒 | | |

社会福祉法人滋賀県社会福祉協議会 滋賀県保育士修学資金等貸付事業実施要綱の規定を誠実に守り、貸付を受けた修学資金を下記の計画に基づき滞りなく返還いたします。

万一修学資金の返還を怠った場合には、返還期限にかかわらず返還未済の金額に対する一括返還の請求を受けても異議を申しません。

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 返還理由 | １．資格取得不可のため 　　　　　　　２．保育所等退職のため（理由　　　　　　　　　　　　）  ３．退学のため 　　　　　　　　　　　４．他職種に就職のため  ※幼稚園へ従事される方は  園名も記載のこと  ５．県外に就職のため 　　　　　　　　６．貸付契約解除のため  ７．その他（　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　） | |
| 返還理由発生年月日 | | 年　　　月　　　日 |
| 貸付期間 | | 年　　　月　～　　　　　年　　　月 |
| 貸付金額（Ａ） | | 金　　　　　　　　　　　　　円 |
| 返還済額（Ｂ） | | 金　　　　　　　　　　　　　円 |
| 返還免除額（Ｃ） | | 金　　　　　　　　　　　　　円 |
| 返還金額（Ａ-Ｂ-Ｃ） | | 金　　　　　　　　　　　　　円 |
| 返還期間 | | 年　　　月　～　　　　　年　　　月　　（　　　　回）  ※ 返還期間は、最大貸付期間の２倍まで |
| 返還方法 | | ※番号に○をつけてください。  １　一括　　　　 　　　年　　月　　日までに返還  ２　月賦　　　　返還理由が生じた日の翌月から返還　　※端数は初回加算  ３　半年賦　　　初回返還　　　　月から開始　　　　　※端数は初回加算  　　（初回返還月を返還理由が生じた日から半年以内に設定してください）  ・２回目の返還は、初回返還月から半年後となります。（年2回）  ４　年賦　　　　初回返還　　　　月から開始　　　　　※端数は初回加算  　（初回返還月を返還理由が生じた日から1年以内に設定してください）  ・２回目の返還は、初回返還月の翌年の同月となります。（年1回） |